

●市に対する男女共同参画に関する苦情（第21条～第32条）

苦情の申し出

市民や団体等は、市が行う男女共同参画を推進する施策や措置や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策や措置に対して苦情を申し出ることができます。

男女共同参画推進委員

申し出のあった苦情が処理の対象となるかどうかを判断します。
処理の対象となる場合は、市の機関に対して必要な調査を行います。

是正勧告

調査の結果、市の施策や措置が男女共同参画の推進を阻害している場合は、関係する市の機関に対して是正や改善をするよう勧告を行うことができます。

意見表明

苦情の内容が法律や権限の制約などによって、市の施策や措置を是正、改善するのが難しい場合は、制度改善のための意見表明をすることができます。

市の機関は、是正勧告を尊重しなければなりません。
推進委員が必要と認めるときは、どのような措置を講じたかを推進委員に報告しなければなりません。

申し出人への通知・公表

推進委員は、勧告や意見表明を行ったとき、処理が終了したときは、申し出人に通知し公表します。